

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第51号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第52号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第5 議案第53号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第6 議案第54号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第7 議案第55号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第8 議案第56号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第57号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 議案第58号 北方町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 議案第59号 財産の処分について（総務教育常任委員長報告）
- 第12 議案第60号 工事請負契約の変更について（総務教育常任委員長報告）
- 第13 議案第61号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第14 議案第62号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第15 議案第63号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第16 議案第64号 令和元年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第17 議案第65号 令和元年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第18 協議第2号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議について（総務教育常任委員長報告）

第19 協議第3号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について

(厚生都市常任委員長報告)

第20 発議第4号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定について

(議員提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	総務課参事	奥村英人
福祉健康課参事	林賢二	教育次長	有里弘幸
都市環境課 技術調整監	桜井孝昭	総務課長 兼防災安全課長	臼井誠
教育課長	浅井孝彦	住民保険課長	福田宇多子
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
税務課長 兼福祉健康課長	木野村英俊	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	防災安全課主幹	高崎健一
上下水道課主幹	北中龍一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	牧野拓也
議会書記	石崎啓明		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、おはようございます。

ことし一番大変寒い朝をきょうは迎えたところではありますが、3日から始まりました今定例会もきょうが閉会、最終日ということになりました。

それでは、ただいまから令和元年第6回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 井野勝巳君及び1番 石井伸弘君を指名します。

日程第2 議案第50号から日程第12 議案第60号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから日程第12、議案第60号 工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） 改めまして、おはようございます。

私ども、命により、総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

保育士の給与等に関して質疑があり、採用時の学歴や職歴により給与は違い、新規職員でもク

ラス担任を持つことがある旨の答弁がありました。

また、町全体を含めて育児休業を取得している職員はどのくらいかという質疑があり、保育士で3名、一般職を含めると6人程度であるという答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてであります。

パート保育士でクラス担任を持つ職員の数や勤務時間について質疑があり、保育園4園で6名、8時間勤務をしている旨の答弁がありました。

また、クラス担任には正職員を充てるべきではないかという質疑があり、毎年、正職員の保育士を募集しているが、応募が少ないため人員の確保に苦慮しているという答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 財産の処分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 工事請負契約の変更についてであります。

過去の建築工事等に関する図面などの管理方法に関する質疑があり、各種図面はそれぞれの所管課で管理しているが、過去の事例で簡易な修繕の場合など、一部図面等の記録がないものもある。現在は紙ベースの資料のほかにデータでの保管もあり、今後は適切な管理を心がける旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第56号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第3条第4号の改正に関して、現行の利用対象者の要件と改正案の記載方法が大きく改められていることと、町長が必要と認めた者という文言が削除されているが、支障はないのかとの質疑があり、介護保険法第115条の45第1項第1号ロに介護予防・日常生活支援総合事業を示しており、制度の改正に伴い条例を改正したものであり、特に支障はない旨の答弁がありました。

次に、第4条の事業内容について、書き改められているが、どのような内容なのかとの質疑があり、新たな事業が始まり、現状に合わせたものに改正した旨の答弁がありました。

次に、第7条の2の改正に関して、食事の提供に要する費用が高くなることで、さらに利用者が減るのではないかとの質疑があり、昼食代の費用負担は受益者負担の観点から妥当な額であると考えていること、また当面の間、経営改善に努め、事業を続けていくと答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第11条第2項の改正に関し、除害施設の設置基準を改める理由について質疑があり、下水道法で除害施設の設置は必要最小限度のものとするよう定められており、近隣市町の状況を調査した結果や当町の下水道設備の能力等から検討した結果、周辺自治体との均衡を図る観点からも見直しを行うことが好ましいと考えたためである旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 北方町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号 北方町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号 北方町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号 財産の処分についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号 工事請負契約の変更についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号から日程第19 協議第3号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第13、議案第61号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてから日程第19、協議第3号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） それでは、御報告申し上げます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第61号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分についてであります。

教育総務費の給食調理場新築工事に関する質疑があり、調理場の運営は一部調理部分は民間委託する予定であること、専用の見学通路などは設けないが、子供たちへの食育活動には十分配慮すること、未満児の給食対応は町費配置している栄養士を活用しながら対応していきたいという旨の答弁がありました。

また、アレルギー対応に関する質疑があり、さまざまな事情があるため個別対応は難しいが、新しい調理場の設備を活用してできる限りの配慮を心がけたいとの答弁がありました。

次に、地方債に関連して教育関係の起債残高に関する質疑があり、平成30年度末で6億4,000万円程度、町全体では70億円程度である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第2号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、御報告します。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第61号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分についてであります。

歳入において、保育所個人負担金を減額しているが、減額分は国から交付されるのかと質疑があり、子ども・子育て臨時交付金にて交付されるとの答弁がありました。

歳出においては、保育園費の給食費が減額されている内訳について質疑があり、190人分の副食費で1人当たり月3,000円の6カ月分との答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

国において、後期高齢者医療被保険者の自己負担割合を1割から2割に改定する検討がされていることについての質疑があり、団塊の世代が75歳になり、医療費等が急激に増加することが懸念される2025年問題や持続可能な社会保障制度の維持のため、負担割合が変更されるのは国の決定であり、いたし方ない旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和元年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 令和元年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

水道料金について、岐阜市で値上げの動きがあるようだが、当町の状況はどうかとの質疑があり、平成29年度に策定した経営戦略に基づき、当面は留保資金を活用しながら事業を進める計画であり、額の改定は行わない旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、協議第3号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第61号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第64号 令和元年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第65号 令和元年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

協議第2号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、協議第2号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

協議第3号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、協議第3号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20 発議第4号

○議長（安藤浩孝君） 日程第20、発議第4号 北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提案者の説明を求めます。

松野由文君。

○4番（松野由文君） 発議第4号であります。

北方町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方町議会基本条例（平成21年北方町条例第24号）の一部を改正する条例を制定するものであります。

提案理由といたしまして、第8条中に定めてある計画の名称が一部変更されたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

令和元年12月13日提出。提出者、北方町議会議員 松野由文、賛成者、北方町議会議員 安藤哲雄、同じく神谷巧、同じく石井伸弘、以上の賛成でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、提案させていただきました全議案に対しまして慎重に、また終始御熱心に御審議をいただき、それぞれの案件につきまして適切な御決定をいただきましたこと、まことにありがとうございました。

また、審議の過程や一般質問の中で御指摘をいただきました御意見や御提案等につきましては、今後の町政運営の中で十分に配慮してまいりたいと思っております。

また、お答えさせていただいたとおり、教育を柱に北方町の学園構想を町の個性の創造として実現するために、ICT環境の整備を来年度より5年生から中学校3年生まで全員に1人1台のタブレットを貸与する方針であります。

けさの新聞には、国はICT環境の補助として1人1台のパソコンを整備する、2023年度までに2,318億円を措置すると示されております。

ただ、内容がまだ明確でないため確かなことは言えませんが、当町としてはその制度をいち早く活用したいと考え、すぐにも準備に取りかかりたいと考えているところであります。したがって、令和2年の第1回定例議会におきましては、内容にかかわらず予算に反映をさせていきたいと考えております。その節には御理解をいただき、御協力がいただけますようよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、広域交流エリアの開発はようやく所定の手続を終え、年明けから地権者の同意を得た後、プロポーザル方式で事業運営者を決定していくわけではありますが、この開発は地権者の方1人でも同意が得られない場合、また町の財政を鑑みると、プロポーザル方式内容いかんによっては白紙にせざるを得ないこともあるということをお承知おきしていただきたいと思っております。

調整・農振地域の大変難しい開発を進めているということをお理解していただき、できれば静かに見守っていただければ幸いです。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

町の発展に議会と執行部が一定の緊張関係を保ちつつも、車の両輪として協力し合うことは時として必要であると思っております。これからも未来ある町の姿に前進するためにも、職員一丸となって汗をかいてまいりたいと思っております。さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたします。

令和元年もあとわずかとなりました。何かとお忙しい年の瀬、御多忙の毎日かと思っておりますが、風邪など引かぬようくれぐれも御自愛いただき、新たな気持ちで新年を迎えていただきたいと思っております。令和2年が皆さんにとって輝く希望の年となることを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ことし一年、大変ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和元年第6回北方町議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前10時12分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年12月13日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 井 野 勝 巳

署 名 議 員 石 井 伸 弘